

佐倉市建築審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市建築審査会運営規則(平成16年佐倉市規則第5号)第6条の規定により、佐倉市建築審査会(以下、「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の開催)

第2条 会長は、審査会開催予定日の1週間前までに、各委員に通知しなければならない。ただし、緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

(審査会の秩序)

第3条 会長は、審査会の秩序の維持をするため必要があると認めるときは、出席者及び傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、会議の秩序を乱し、妨げとなるような行為をする者に対し、退場その他必要な事項を命じることができる。

(不服申立て)

第4条 建築基準法第94条第1項の規定により審査請求をする者は、審査請求書(別記参考様式第1号)を、会長に提出するものとする。

(口頭審査)

第5条 建築基準法第94条第3項の規定による口頭審査を行う場合は、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、指定確認検査機関その他の関係人(以下、「関係人」という。)及びこれらの者の代理人に対し、出頭通知書(別記参考様式第2号)により出頭を求めると共に、事件名、期日、場所を公表するものとする。

2 関係人は、代理人を定めた場合は、あらかじめ、口頭審査における委任状を会長に提出しなければならない。また、代理人に変更があった場合は、その都度、提出するものとする。

3 関係人等は、前項に定める場合を除き、口頭審査に出頭できない場合は、あらかじめ、理由を付した文書を会長に届け出なければならない。

4 前項の場合において関係人は、当該事件について陳述書を提出することができる。

5 前項の陳述書は、口頭審査において朗読させることにより、口頭審査に代えるものとする。

6 会長は、第3項の届け出があった場合は、内容に応じて、口頭審査を延期する

ことができる。

7 関係人が、第2項、第3項及び第5項の場合を除き、口頭審査に出頭しない場合は、陳述、又は反論等の機会を放棄したものとみなす。

8 関係人又はそれらの者の代理人は、証人出席届出書(別記参考様式第3号)を会長に提出した場合は、口頭審査に証人を同行させることができる。

9 会長は、必要に応じて証人の数を制限することができる。

(委任)

第6条 この要領に定める事項の他、審査会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要領は、平成16年4月30日から施行する。

別記

参考様式第 1 号

平成 年 月 日

佐倉市建築審査会

会 長

様

審査請求人 住 所
氏 名
年 齡

印

審 査 請 求 書

建築基準法第 94 条第 1 項の規定により、次のとおり審査請求をします。

- 1 . 審査請求に係る処分
- 2 . 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- 3 . 審査請求の趣旨及び理由
- 4 . 処分庁の教示の有無及びその内容

第 号
平成 年 月 日

様

佐倉市建築審査会
会 長

印

出 頭 通 知 書

建築基準法第 94 条第 3 項の規定により公開による口頭審査を、次のとおり開催するので出頭してください。

口頭審査に出頭できない場合は、あらかじめ理由を付した文書を提出する必要があります。その場合に限り、陳述書を提出することができます。

また、代理人を選任した場合は、委任状を提出してください。

なお、正当な理由がない場合、又は陳述書の提出がない場合は、口頭審査の機会を放棄したものとみなします。

1 . 審査事項

2 . 日 時

3 . 場 所

参考様式第3号

平成 年 月 日

証人出席届出書

佐倉市建築審査会
会 長

様

関係人又は代理人 住 所
氏 名

印

平成 年 月 日開催の口頭審査に、次のとおり証人を同行しますので、届出ます。

1 審 査 事 項

2 証人の住所氏名
住所
氏名

3 証 言 事 項